

## 「施設介護サービス利用契約書」重要事項説明書

社会福祉法人 敬 羨 会  
特別養護老人ホーム 箱田苑

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(事業所番号 3471700199)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	10
7. 残置物引取人.....	12
8. 苦情の受付について.....	10
9. 施設内事故等の対応について.....	10

### 1. 施設経営法人

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 敬 羨 会           |
| (2) 法人所在地 | 広島県府中市木野山町箱田奥甲 1538 番地 |
| (3) 電話番号  | 0847-68-2585           |
| (4) 代表者名  | 理事長 山 本 晃 二            |
| (5) 設立年月  | 1995年8月7日              |

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 2000年3月31日指令福セ第 88号
- (2) 施設の目的 介護保険法関係法令の定めるところにより、利用者がその有する能力に応じ自立に向けた日常生活を過ごすことができるサービスの提供をすること。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 箱田苑
- (4) 施設の所在地 広島県府中市木野山町箱田奥 1538 番地
- (5) 電話番号 0847-68-2585
- (6) 施設長(管理者) 瀧野真衣
- (7) 当施設の運営方針 利用者の心身の状態に合った介護サービスを的確に提供する。
- (8) 開設年月 1996年6月1日
- (9) 入所定員 53人

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、2人部屋など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。)

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	6室	多床室
4人部屋	10室	多床室
合計	16室	
食堂	1室	短期入所生活介護共用
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒・肩関節回転器・ろくぼく・歩行階段
浴室	3室	機械浴・特殊浴槽・一般浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項(※トイレの場所(居室内、居室外)等)

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

特になし
------

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1名
2. 介護職員	18.3	13名
3. 生活相談員	1	1名
4. 看護職員	3	3名
5. 機能訓練指導員	1	1名以上
6. 介護支援専門員	1	—
7. 医師	嘱託2	1名以上
8. 栄養士	2	1名以上

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。  
 （例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週金曜日 15:00～17:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:30～16:30 2名 日中： 9:00～18:00 8名 夜間：16:30～ 9:30 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:30～16:30 1名 日中： 8:30～17:30 3名
4. 機能訓練指導員	13:30 ～ 15:30

☆土日は上記と異なります。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについては、居住費・食費を除き（通常9割）が介護保険から給付されま  
す。

#### <サービスの概要>

##### ①居室の提供

##### ②食事

- ・当施設では、栄養士（委託業者栄養士含む）2名の立てる献立表により、栄養並びに  
ご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則として  
います。

（食事時間）

朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：17：00～18：00

##### ②入浴

- ・入浴は週2回及び清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要  
な機能の維持又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ⑤健康管理

- ・医師（嘱託）や看護職員が、健康管理を行います。

##### ⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

#### <サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第5条参照）

以下の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給  
付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さ  
い。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

2021年8月より料金変更 (1割負担)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,730円	6,410円	7,120円	7,800円	8,470円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,157円	5,769円	6,408円	7,020円	7,623円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	573円	641円	712円	780円	847円
4. 居室に係る標準自己負担額	1日 840円				
5. 食事に係る標準自己負担額	1日 1,410円				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	2,823円	2,891円	2,962円	3,030円	3,097円

2021年8月より料金変更 (2割負担)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,730円	6,410円	7,120円	7,800円	8,470円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,584円	5,128円	5,696円	6,240円	6,776円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,146円	1,282円	1,424円	1,560円	1,694円
4. 居室に係る標準自己負担額	1日 840円				
5. 食事に係る標準自己負担額	1日 1,410円				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	3,396円	3,532円	3,674円	3,810円	3,944円

2021年8月より料金変更 (3割負担)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度1 5,730円	要介護度2 6,410円	要介護度3 7,120円	要介護度4 7,800円	要介護度5 8,470円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,011円	4,487円	4,984円	5,460円	5,929円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,719円	1,923円	2,136円	2,340円	2,541円
4. 居室に係る標準自己負担額	1日 840円				
5. 食事に係る標準自己負担額	1日 1,410円				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	3,969円	4,173円	4,386円	4,590円	4,791円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、以下の通りです。(契約書第18条、第21条参照)

1. サービス利用料金		2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	1割負担	2,214円
	2割負担	1,968円
	3割負担	1,722円
3. 自己負担額(1-2)	1割負担	246円
	2割負担	492円
	3割負担	738円

☆その他、当施設で行うサービス加算について

加算名	内 容	1 割 負担	2 割 負担	3 割 負担
サービス提供体制 強化加算	(Ⅰ) 以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士 80%以上 ② 勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上 上記に加え、サービスの質の向上に資 する取組を実施していること。 (Ⅱ) 介護福祉士 60%以上 (Ⅲ) 以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士 50%以上 ② 常勤職員 75%以上 ③ 勤続 7 年以上 30%以上	(Ⅰ) 1日 22円 (Ⅱ) 1日 18円 (Ⅲ) 1日 6円	(Ⅰ) 1日 44円 (Ⅱ) 1日 36円 (Ⅲ) 1日 12円	(Ⅰ) 1日 66円 (Ⅱ) 1日 54円 (Ⅲ) 1日 18円
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内 に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を 実施する体制が整備されていること。 (入所時に 1 回限り算定可能)	入所時 20 円	入所時 40 円	入所時 60 円
個別機能訓練加算 (該当者のみ)	(Ⅰ) 機能訓練指導員を 1 日 1 名以上 配置している。 (Ⅱ) 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定してい る場合であって、かつ、個別機能訓練 計画の内容等の情報を厚生労働省に提 出し、機能訓練の実施にあたって当該 情報その他機能訓練の適切かつ有効な 実施のために必要な情報を活用した場 合。	(Ⅰ) 1日 12円  (Ⅱ) 1月 20円	(Ⅰ) 1日 24円  (Ⅱ) 1月 40円	(Ⅰ) 1日 36円  (Ⅱ) 1月 60円
初期加算 (該当者のみ)	入所日から起算して30日以内。30日を超え る病院・診療所への入院後に再入所した場合も 含む	1日 30円	1日 60円	1日 90円
療養食加算 (該当者のみ)	食事の提供が管理栄養士または栄養士によつて 管理。年齢・心身状況等によって適切な栄養量・ 内容の食事を提供	1日 18円	1日 36円	1日 54円
介護職員等特定処 遇改善加算	(Ⅱ) 所定単位数に対して加算を行う	2.3%		
介護職員処遇改善 加算	介護職員処遇改善の為に、新設された加算で、 (Ⅰ) 所定単位数に対して加算を行う	8.3%		
科学的介護推進体 制加算	(Ⅰ) 入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機 能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況 等に係る基本的な情報を、LIFE を用いて厚生労 働省に提出していること 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、 サービスの提供に当たって、上記の情報、その 他サービスを適切かつ有効に提供するために必 要な情報を活用していること	1月 40円	1月 80円	1月 120円
栄養マネジメント 強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50 (施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管 理を行っている場合は 70) で除して得た数以上 配置すること・低栄養状態のリスクが高い入所 者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同	1日 11円	1日 22円	1日 33円

	して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること 入所者が、退所する場合において、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事に対応すること ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること（CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用）			
--	--	--	--	--

◇当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

（1日あたり）

対象者		利用者負担段階	居住費（居住の種類により異なります）		食費
			多床室（相部屋）		
生活保護受給者		第一段階	0円		300円
老齢福祉年金受給者					
世帯全員が、 市民税非課税	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	第二段階	370円		390円
	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円超、 120万円以下	第三段階①	370円		650円
	前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	第三段階②	370円		1,360円
上記以外の方		利用者負担 段階4	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。		
			840円		1,410円

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理美容サービス]



2ヶ月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり約1,730円

### ③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1日当たり 100円

### ④各種申請等代行サービス

ご契約者の希望により、各種の申請代行サービスをご利用いただけます。（介護保険要介護認定申請、高額介護・医療サービス費申請等）

○利用に際し、各種保険証（介護保険者証、後期高齢者医療保険者証等）をお預かりし、必要な場合に限り、お引渡し致します。

○利用料金はかかりません。

### ⑤レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

<例>

#### i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	1日—お正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。…） …	
2月	3日—節分（施設内で豆まきを行います。）	
3月	3日—ひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	
4月	上旬—お花見（施設の庭に桜の木がたくさんあります。その桜の下でお花見をします。）	

…

#### ii) クラブ活動

書道、茶道、華道、工作（材料代等の実費をいただきます。）

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

契約者の依頼により購入する物品 (実費)

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度 料金	要介護度 1 ×日数 6,590 円	要介護度 2 ×日数 7,300 円	要介護度 3 ×日数 8,000 円	要介護度 4 ×日数 8,710 円	要介護度 5 ×日数 9,410 円
-----------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 要介護度 1 相当額

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 5 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み 福山市農業協同組合 下川辺支店 普通預金
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：福山市農業協同組合・本店、各支店及び郵便局

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	神石高原町立病院	府中市北市民病院	府中市市民病院
所在地	神石郡神石高原町三和	府中市上下町上下 2100	府中市鶴飼町 555 番地 3
診療科	内科・整形・眼科	内科・外科・整形・婦人科	対象全科

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に

該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第 13 条参照）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合<br/>（但し、ご契約者が2000年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は、2005年3月31日までは適用されません。）</li><li>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</li><li>③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li><li>⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ol> |
|--|

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることが出来ます。その場合には、退所を希望する日の5日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することが出来ます。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご契約者が入院された場合</li><li>③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ol> |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 10 か月以上（※最低 6 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれ</li></ol> |
|---|

る場合もしくは入院した場合  
⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

▶ \*契約者が病院等に入院された場合の対応について\* (契約書第 18 条参照)  
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。  
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。  
1日あたり 要介護度の自己負担分

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。  
但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。  
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第 17 条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人 (契約書第 20 条参照)

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第 20 条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます

す。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 8. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

### （1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 ケアマネージャー ・相談員

○受付時間 毎週月曜日～日曜日

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを事務所カウンターに設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

府中市 長寿支援課 介護福祉係	所在地 広島県府中市広谷町919-3 電話番号・FAX 0847-40-0222 受付時間 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 広島県広島市中区東白島町19-49 電話番号・FAX 082-554-0775 受付時間 8：30～17：30
府中市社会福祉協議会	所在地 広島県府中市広谷町919-3 電話番号・FAX 0847-41-1297 受付時間 8：30～17：30

## 9. 施設内事故等の対応について

当施設ご利用中に施設内においての状態急変・事故等について、箱田苑「緊急時マニュアル」に基づき処置を行い、通院必要な場合には直ちに緊急時協力医療機関へ搬送いたします。また同時にご家族へもご連絡し、正確な情報提供に努めます。

※ 詳しくは箱田苑「緊急時マニュアル」によって対応いたします。



## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨コンクリート造 平屋建・耐火建築

(2) 建物の延べ床面積 2683.22㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]2000年1月26日指定 指令福セ第39号 定員16名

[居宅介護支援事業]1999年7月30日指定 指令福セ第4号

(4) 施設の周辺環境\*

(騒音、日当たり等)山林に囲まれた静かでのどかな環境、空気が非常に良いところ。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員(看護職員)を配置しています。

**介護支援専門員**…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

**医師**… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の非常勤医師を配置しています。

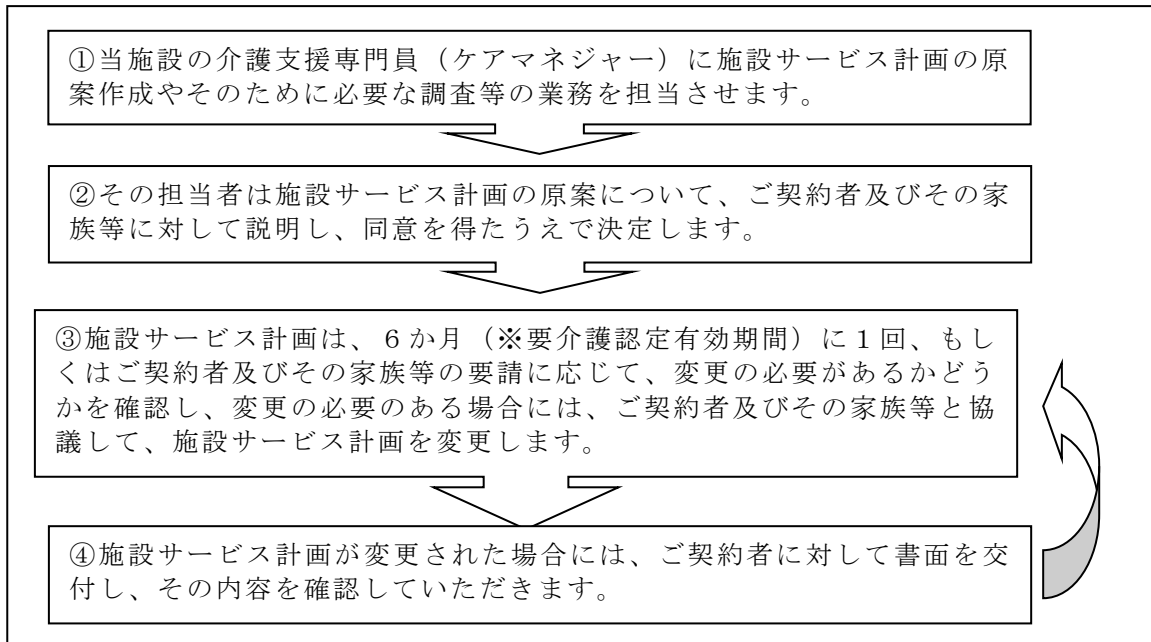
**栄養士**… ご契約者に係る栄養ケア計画を作成し、ご利用者個々にあった栄養管理・給食管理を行います。

2名の常勤栄養士を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。



## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限\*

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

冷蔵庫、その他大型の電気機器類

### (2) 面会

面会時間 8：30～19：00

※来訪者は、必ずその都度事務所備え付けの面会簿に必要事項を記入ください。

※なお、来訪される場合、生物の持ち込みはご遠慮ください。

### (3) 外出・外泊（契約書第 21 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月 6 日間とさせていただきます。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

### (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (6) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。